

加入申込をいただく前に、従事者共済会のしくみ・掛金や退職共済金等について、特にご理解いただきたい内容を記載しています。退職共済金の支払いを受けられない場合等、加入者にとって不利益となる事項もありますので、あらかじめよくお読みいただき、納得の上で、加入申込書にご署名ください。ご不明な点等は、従事者共済会（☎03-5283-6898）または勤務先施設・団体の事務担当者の方にお問い合わせください。

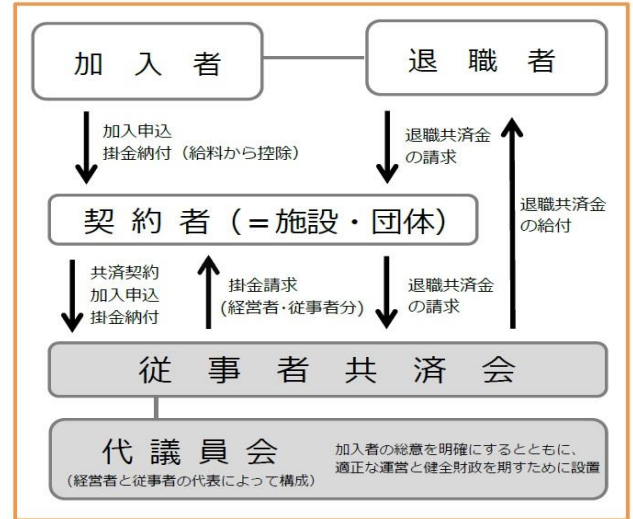
<従事者共済会の事業・運営>

* 従事者共済会は、社会福祉施設・団体に働く職員の福利増進を図ることを目的に、次の事業を行っています。

- 1) 退職共済金の給付
- 2) 貸付金事業
- 3) その他、加入者の福利厚生に関する事業

* 従事者共済会の退職共済金は、契約施設・団体の退職金として給付されます。

* 従事者共済会は、加入者（経営者および従事者）の代表からなる「代議員会」により運営されています。東京都社会福祉協議会が事務局を担い、事務局の運営費は、規程により掛金総額の 1.3/46 の範囲内と定められています。



- ◆ 契約者：東京都社会福祉協議会の会員である民間社会福祉施設・団体の経営者
- ◆ 加入者：契約者が経営する施設・団体に勤務する有給の経営者・常勤職員・非常勤職員
- ◆ 共済契約：契約者から退職金の給付に必要な資金の預託と給付の権限の委任を受けることを約する契約

<入会金> 加入者一人につき 300 円（※初回掛金にあわせて納入）

<標準給与月額と掛金月額>

- * 「標準給与月額」は、掛金額や退職共済金の計算の基礎となるものです。
- * 加入者の本俸月額（給与から諸手当を除いた金額）を表 1「標準給与月額等級及び掛金月額表」にあてはめて設定します。
- * 毎月の掛金額は、「標準給与月額」×46/1000 で算定され、契約者と加入者で折半して（23/1000 ずつ）負担いただきます。加入者負担分は毎月の給与から天引きされ、契約者経由で従事者共済会に納入されます。
- * 「標準給与月額」および「掛金月額」の改定は、毎年 1 回（10 月）行います。昇給等により本俸月額に変動があった場合でも、10 月の改定以外では変更することができません。
- * 育児や介護・病気による休職等の理由で、給与の支払いを受けられない場合は、「休職届」により、掛金の納入を一時中断することができます。但し、掛金を中断していた期間は、退職共済金を計算する加入期間から除かれます。

<退職共済金の給付>

- * 退職共済金は、加入期間（掛金納入期間）が 12 か月以上の加入者が退職（死亡退職含む）される場合に給付されます。
- * 加入期間（掛金納入期間）が 12 か月未満で退職される場合は、退職共済金の給付はなく、加入者負担分を含め掛金も返金されません。
- * また、退職によらず従事者共済会の加入のみを解除する場合は、「脱会」として取り扱い、退職共済金の額は、加入者掛金累計額のみを支払いとなります（支払いの対象は上記のとおり、加入期間（掛金納入期間）が 12 か月以上の加入者に限ります）。
- * なお、常勤から非常勤職員等に雇用形態が切り替わった場合や、雇用条件の変更に伴い、所属施設・団体の退職金制度から外れてしまう場合は、「退職」と同様に取り扱います。

- * 加入期間（掛金納付期間）が短い場合は、退職共済金が掛金相当額（加入者負担分＋契約者負担分）を下回ることがあります。
- * 退職共済金の受給にあつては、加入の解除手続きとは別に、受給申請の手続きが必要となります。退職共済金の請求権は、退会日から5年以内に行使しないと消滅します。
- * なお、転職される場合で、転職先でも従事者共済会の加入対象であり、掛金納入期間に空白が生じなければ、継続加入が可能です。退職共済金を受給される前に、転出元・転入先の事務担当者にご相談ください。

【退職共済金の計算】 $\text{退職共済金} = \text{全加入期間の平均標準給与月額} \times \text{給付率}(\%)$

(※) 表2参照/令和3年10月より給付率の改正が施行。改正前の加入者については、改正前の期間について旧給付率での給付額を保証する経過措置あり。

表1 標準給与月額等級及び掛金月額表

等級	本 俸 月 額		標準給与 月 額	掛金月額	契約者掛金	加入者掛金
	円以上	円未満	円	46/1000	23/1000	23/1000
1	円以上	58,000	56,000	2,576	1,288	1,288
2	58,000	62,000	60,000	2,760	1,380	1,380
3	62,000	66,000	64,000	2,944	1,472	1,472
4	66,000	70,000	68,000	3,128	1,564	1,564
5	70,000	74,000	72,000	3,312	1,656	1,656
6	74,000	78,000	76,000	3,496	1,748	1,748
7	78,000	83,000	80,000	3,680	1,840	1,840
8	83,000	89,000	86,000	3,956	1,978	1,978
9	89,000	95,000	92,000	4,232	2,116	2,116
10	95,000	101,000	98,000	4,508	2,254	2,254
11	101,000	107,000	104,000	4,784	2,392	2,392
12	107,000	114,000	110,000	5,060	2,530	2,530
13	114,000	122,000	118,000	5,428	2,714	2,714
14	122,000	130,000	126,000	5,796	2,898	2,898
15	130,000	138,000	134,000	6,164	3,082	3,082
16	138,000	146,000	142,000	6,532	3,266	3,266
17	146,000	155,000	150,000	6,900	3,450	3,450
18	155,000	165,000	160,000	7,360	3,680	3,680
19	165,000	175,000	170,000	7,820	3,910	3,910
20	175,000	185,000	180,000	8,280	4,140	4,140
21	185,000	195,000	190,000	8,740	4,370	4,370
22	195,000	210,000	200,000	9,200	4,600	4,600
23	210,000	230,000	220,000	10,120	5,060	5,060
24	230,000	250,000	240,000	11,040	5,520	5,520
25	250,000	270,000	260,000	11,960	5,980	5,980
26	270,000	290,000	280,000	12,880	6,440	6,440
27	290,000		300,000	13,800	6,900	6,900

表2 退職共済給付率表（抜粋）

加入 期間 年	給付率	
	R3年9月まで	R3年10月から
1	0.4760	0.4760
2	0.9742	0.9742
3	1.5264	1.5264
4	2.2080	2.2080
5	2.7847	2.7774
6	3.3662	3.3504
7	3.9533	3.9272
8	4.5447	4.5077
9	5.1418	5.0920
10	5.7448	5.6799
11	6.3516	6.2715
12	6.9644	6.8667
13	7.5808	7.4657
14	8.2034	8.0684
15	8.8323	8.6750
16	9.4643	9.2854
17	10.1028	9.8996
18	10.7477	10.5177
19	11.3991	11.1395
20	12.0572	11.7653
21	12.7218	12.3952
22	13.3931	13.0292
23	14.0711	13.6673
24	14.7559	14.3096
25	15.4475	14.9561

※以降、ここでは省略しますが、加入期間に応じた給付率が設けられています。

<貸付金事業>

- * 加入期間（掛金納入期間）が12か月以上の加入者は、その日に退職した場合に給付される退職共済金額に応じて、300万円までの貸付を受けることができます。
- * 返還金は、毎月の給与から控除され、契約施設・団体を通じて従事者共済会に納入いただきます。貸付中に退職される場合は、貸付残額を退職共済金から控除して精算します。

<資産の運用・管理>

- * 資金管理細則に基づき、お預かりした掛金を安全第一に管理・運用しますが、経済動向等による制度の見直しにより、将来の掛金や給付率が変更される場合があります。

<従事者共済会の解散>

- * やむを得ない事情により従事者共済会を解散する場合は、代議員会の同意を得て、東京都社会福祉協議会の理事会および評議員会の議を経る必要があります。残余財産は、その額に応じて加入者に対し配分されます。

東京都社会福祉協議会のホームページに、従事者共済会に関する各種規程や「従事者共済会のあらし」等の資料を掲載していますので、ご一読ください。なお、規程は必要に応じて変更されることがあります。変更の場合は、変更内容と効力発生日もあわせてホームページに掲載し、周知いたします。